

相模原市監査委員公表第14号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、令和3年2月26日に実施した財務監査の結果に基づき講じた措置の内容について、教育委員会から通知があったので、次のとおり公表する。

令和3年9月6日

相模原市監査委員 高 梨 邦 彦

同 橋 本 慎 一

同 古 内 明

同 桜 井 はるな

1 監査対象事務

委託料の支出に関する事務

2 監査の日程

令和2年10月7日から令和3年2月26日まで

3 措置に係る通知日

教育委員会から通知があった日 令和3年8月27日

4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>ア 学校保健課の委託料の支出に関する事務を調査したところ、相模原市立中学校給食調理業務委託(Aブロック)において、次のような事例が見られた。なお、本契約は、平成28年度に実施した公募型プロポーザル方式による企画競争によって選定された事業者と締結した、5年間の調理業務に対する総価単価方式による委託契約であり、平成22年度から同一の事業者が受託事業者となっている。</p> <p>(ア) 契約事務について</p> <p>中学校給食調理業務委託仕様書(以下「仕様書」という。)において、「委託食数は、発注者が給食実施日の3日前までに受注者に指示するものとし、予備食の数を含まない」旨を規定しているが、受託事業者から提出された業務完了届には予備食の数を含む件数が報告され、当該件数を委託食数として支出していた。</p> <p>このことについて、「前回契約時</p>	<p>令和2年10月7日から令和3年2月26日にかけて実施された財務監査における指摘事項につきましては、次のとおり改善措置を講じました。</p> <p>(ア) 本契約において喫食した予備食を委託食数として取扱うことにつきまして、受託事業者と改めて協議し、令和3年3月29日付けで覚書により取扱いを明記いたしました。併せて、業務完了届の「予備食」欄の名称を「予備食充当数」に改め、充当喫食数を記載することで、請求の根拠である業務実績が明確に確認できるよう改善いたしました。</p> <p>また、令和3年度中に現在の契約期間が満了するため、予備食の取扱いの考え方を整理し、喫食に関わらず予備食を委託食数として取扱うこと等を仕様書に明記し、令和3年6月に一般競争入札により次回契約を締結いたしました。</p>

に受託事業者と協議の上、実際に喫食した場合については予備食から充当し、委託食数として取り扱っている」とのことであったが、当該協議は当時の契約内容に対して行われたものであるから、本契約に適用されるものではない。

委託食数は支払いの根拠であるにもかかわらず、予備食の取扱いについて仕様書の規定を見直すことなく企画競争を実施し、本契約において従前の契約と同様の取扱いをしたことは、不適正な事務処理である。

また、「受託事業者からは、喫食した一定数の予備食は委託食数となることを想定し、見積額は喫食を想定した予備食経費を含めずに積算した旨を確認したことから、喫食した予備食数に対する支払いは適正である」としているが、確認した事実は書面に残されていなかった。

契約書や仕様書に記載のない事項が支払いの根拠となるのであれば、当該事項については、契約書類の一部として書面を取り交わすなど、適切な手続きが必要である。

今後、契約事務の執行に当たっては、契約関係書類等の証憑書類を再確認した上で、契約の目的に照らし予備食の考え方を整理し、

(イ)

a 令和2年5月分の支出における過払いにつきましては、11月20日付けで戻入処理し、12月11日付けで受託事業者からの返金を確認しています。

また、消費税課税対象となる内容につきまして、受託事業者に対して3月10日に改めて周知したところです。

b 令和2年10月分における1食分の過払いにつきましては、受託事業者と協議し、12月分の実績において差額を調整することで対応いたしました。また、令和3年1月分の業務完了届から、前月分を二重に記載することができないよう様式を見直すとともに、検収方法につきましても、学校等からの依頼数をリスト化して管理し、食数を通年で把握できるようにしたことで、月をまたぐ場合でも確実に検収が行えるように改善を図りました。

さらに、再発防止に向けて、3月15日に適正に支出事務を執行するよう検査検収や支出事務の留意点などについて課内研修を実施いたしました。

今後は、契約事務につきまし

適正に事務を執行されたい。

(イ) 支出事務について

- a 令和2年5月分の支出については、新型コロナウイルス感染防止に係る学校の臨時休校に伴い、デリバリー給食の提供中止期間における人件費や車両リース料等に係る必要経費を対象とするものである。

請求書を確認したところ、内訳には消費税の課税対象外である人件費が含まれていたが、請求金額は、内訳合計額に消費税相当額(地方消費税相当額を含む。)を加えた額となっていた。

その後の調査において、正しい請求金額は、内訳合計額であることが確認されたため、消費税相当額として支払った241,608円は過払いであることが判明した。

- b 令和2年10月分の業務完了届において、前月分の追加給食の件数が二重計上され、1食分が過払いとなっていた。

今後、支出事務の執行に当たっては、履行確認の重要性を再認識し、検収方法を見直すなど、適正に事務を執行されたい。

【学校保健課】

て、業務内容に変更が生じた場合は契約関係書類等の証憑書類を再確認し、適切な契約手続きを行うことで、再発防止に取り組んでまいります。支出事務につきましては、履行確認の重要性を再認識し、履行内容の確認を徹底することで、再発防止に取り組んでまいります。

【学校保健課】